

令和7年度

防災情報ネットワーク事業

岩手山麓地区岩洞ダム他転送システム改造検討業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 防災情報ネットワーク事業岩手山麓地区岩洞ダム他転送システム改造検討業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、防災情報ネットワーク事業実施要綱に基づき、岩手山麓地区岩洞ダム及び雫石川沿岸地区煙山ダムに設置されている防災情報ネットワーク機器において、転送項目を追加するための設計を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務の情報機器の設置場所は次のとおりであり、別添位置図に示すとおりである。

地区名	施 設 名	所 在 地
岩手山麓	岩洞ダム管理所	岩手県盛岡市藪川地内
雫石川沿岸	煙山ダム管理所	岩手県紫波郡矢巾町煙山地内

(一般事項)

第1-4条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-5条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	電気電子-情報通信 電気電子-電気設備 農業-農業土木 農業-農業農村工学
	電気電子	情報通信、電気設備

	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
	工学	
シビルコンサルティングマネージャー	電気電子	
	農業土木	

農業土木技術管理士、技術士（農業－農業土木、農業－農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、水管理設備を含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。

（担当技術者）

第1－6条 担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

（技術者情報の登録）

第1－7条 共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

（1）受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

（2）農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

（保険加入）

第1－8条 受注者は、共通仕様書第1－37条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

（適用する図書）

第2－1条 設計の基本事項に関しては、次の技術基準等を優先して適用するものとする。

なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名称	発行者	制定(改訂)年月
1	水管理制御方式技術指針 (計画設計編)	農林水産省農村振興局 整備部設計課	令和6年10月

(設計条件)

第2-2条 設計作業における設計条件は、次のとおりである。

(1) 設計条件

岩洞ダム及び煙山ダムにおける観測情報（流入量、放流量）を防災中央センター（関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所）に追加転送するため、ダム管理システム環境（ソフトウェア、ハードウェアの構成及び設計）を把握した上で、転送に係るシステムの設計を行うものである。

(2) 追加転送観測情報

防災中央センターへ追加転送する観測情報については、下表のとおりである。

施設名	追加転送観測情報
岩洞ダム	流入量・放流量
煙山ダム	流入量・放流量

(参考図書)

第2-3条 本作業の参考にする図書は共通仕様書第2-1条によるものとする。

(貸与資料)

第2-4条 貸与資料は、次のとおりである。

分類	貸与資料	数量
業務報告書	平成31年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 馬淵川沿岸地区他防災情報機器設置検討業務	1式
工事成果品	令和元年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 馬淵川沿岸地区他防災情報機器製作据付工事	1式

また、上記以外に必要な書類がある場合は監督職員と協議するものとする。

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-5条 第2-3条及び第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の表のとおりである。

なお、詳細は別紙1「作業項目及び作業内容」のとおりである。

作 業 項 目	数 量
1 準備作業	1 式
2 転送項目追加に係るシステム設計	1 式
3 図面作成	1 式
4 特別仕様書(案)の作成	1 式
5 点検取りまとめ	1 式

(設計作業の留意点)

第3-2条 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 作業を行うに当たり、貸与資料を熟読し、防災情報ネットワークのシステム及び機器構成について、十分に把握しなければならない。
- (2) 設計に当たっては、設置される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (4) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (5) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条 契約後業務着手時、最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農林水産省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

- 1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

①設計条件・前提条件

②業務計画の妥当性

③スケジュール

④設計変更内容

2) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。

(2) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農林水産省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

(3) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-4条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

① 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

② 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

① 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

② 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真デー

タの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

③ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条の打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

- | | |
|-----|------------------|
| 初回 | 作業着手の段階 |
| 第2回 | 中間打合せ（システムの設計段階） |
| 最終回 | 報告書原稿作成段階 |

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙2に掲げる割合に予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部

(2) 成果物の出力（図面出力含む） 1部（市販のファイル綴じで可）

（成果物の提出先）

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎3階
東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

（契約変更）

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合
- (2) 第3-1条に示す「作業项目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合
- (7) その他

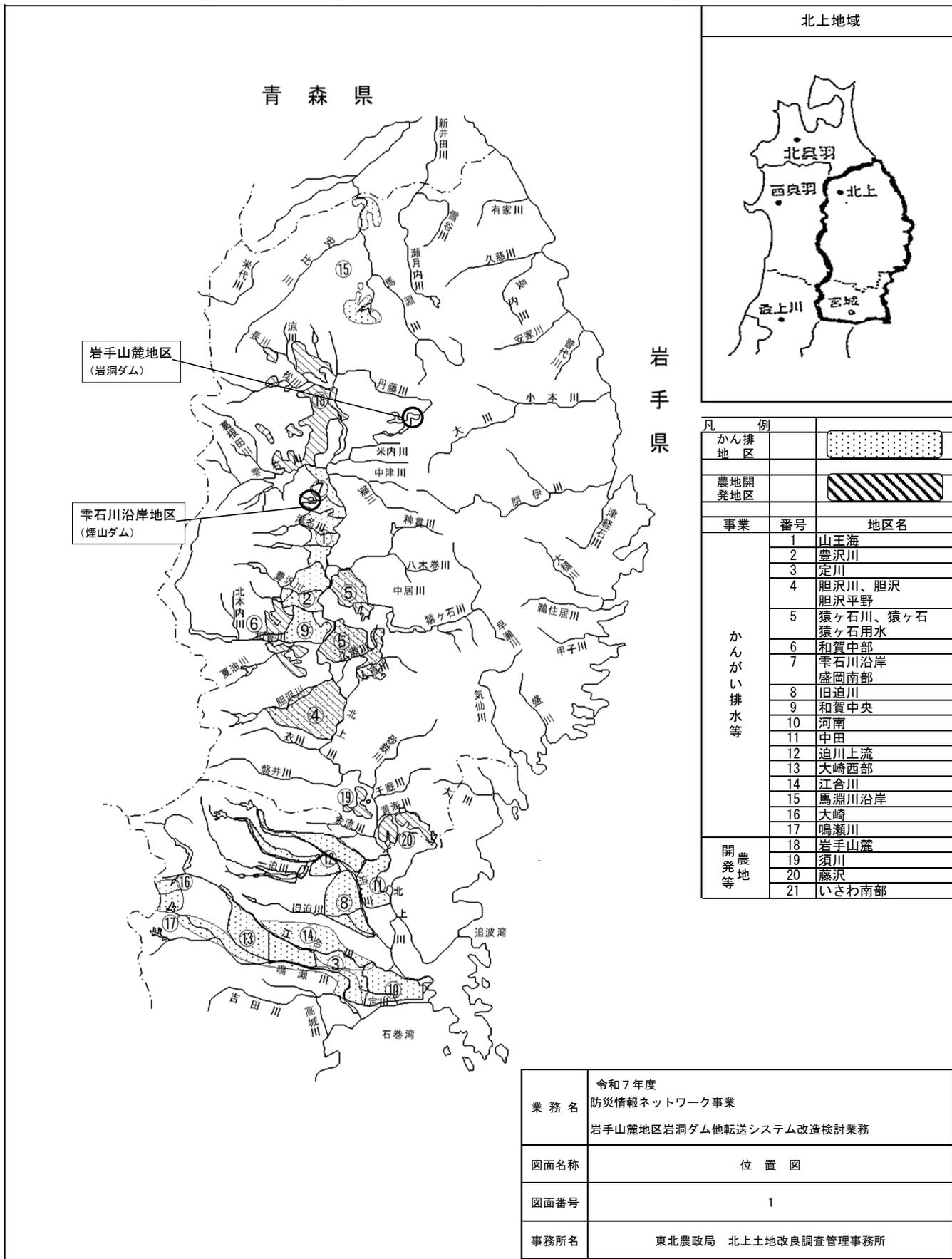
第7章 定めなき事項

（定めなき事項）

第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項、又はこの業務の施行に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

防災情報ネットワーク事業

岩手山麓地区岩洞ダム他転送システム改造検討業務 位置図



凡 例	
かん排地区	
農地開発地区	
事業	番号 地区名
かんがい排水等	1 山王海
	2 豊沢川
	3 定川
	4 胆沢川、胆沢胆沢平野
	5 猿ヶ石川、猿ヶ石猿ヶ石用水
	6 和賀中部
	7 雫石川沿岸盛岡南部
	8 旧迫川
	9 和賀中央
	10 河南
	11 中田
	12 迫川上流
	13 大崎西部
	14 江合川
	15 馬淵川沿岸
	16 大崎
	17 鳴瀬川
開発農地等	18 岩手山麓
	19 須川
	20 藤沢
	21 いさわ南部

業務名	令和7年度 防災情報ネットワーク事業 岩手山麓地区岩洞ダム他転送システム改造検討業務
図面名称	位置図
図面番号	1
事務所名	東北農政局 北上土地改良調査管理事務所

別紙 1

【作業項目及び作業内容】

作業項目	作業内容	作業 実施欄
1 準備作業	設計に必要な現地調査及び資料収集を行い、貸与資料等の内容を把握する。	○
2 転送項目追加に係るシステム設計	ダムコン設備からデータ（流入量、放流量）を取込み、既設の防災情報ネットワーク機器から防災中央センター（関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所）へ転送するために必要なシステム改造の設計（数量計算含む）を行う。	○
3 図面作成	工事実施に必要な機器配置図、システム構成図、配線系統図、その他必要な図面について、既存の設計図をもとに作成する。	○
4 特別仕様書（案）の作成	工事実施に必要な特別仕様書（案）を作成する。	○
5 点検取りまとめ	各作業項目の成果資料の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	○

別紙 2

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表 A～D までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8.1 を超える場合にあつては、10 分の 8.1 とし、10 分の 6 に満たない場合にあつては 10 分の 6 とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント(土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額